

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護事業所における臨時的取扱い

### 1.基本的な取扱い方針

厚生労働省通知「**新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第〇報）**」のとおり。詳細は、厚生労働省のホームページにおいて最新情報を公開しているので、参考にしてください。

### 2.北上市におけるQ & A

北上市の介護事業所から問合せについて、回答した主な内容は次のとおり。なお、今後の厚生労働省通知の内容により、下記の取扱いは変更になる可能性があります。

	質問	回答	関連通知等
居宅介護支援	ケアプランの同意について、利用者が一人暮らし、家族が感染拡大している都道府県在住等の理由で、同意は後日にもらう等の柔軟な対応は可能か。	郵送・電話等での対応も可能と考えられることから、対面以外での対応を検討のこと。	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第10号・第11号
	サービス担当者会議、モニタリングにおいて柔軟な対応が可能となる、「やむを得ない理由」とは具体的にどのようなものか。	病院・施設・利用者・家族等から面会を断られた場合、利用者・家族の発熱等により事業所判断で面会を避ける場合が考えられる。	厚労省通知「第4報」問11
	退院後に即短期入所する予定の利用者について、病院での面会禁止により事前のアセスメントが不可能な場合、柔軟な対応が可能か。	「物理的な理由」により面接が困難なことから、柔軟な対応を可能とする。ただし、一度も面接していない新規利用者については、予め相談のこと。	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」3(7)⑦
総合事業	通所型・訪問型サービスの事業者が臨時休業した場合、月額報酬を日割りすることが可能か。	事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算可能。	厚労省通知「第4報」問4
12報関連	第12報における取扱いを適用する際の利用者の同意は書面（署名捺印）により行う必要があるか。	説明者の氏名、内容、同意を得た日時、同意した者の氏名について記録していれば、電話等での確認も可能。	厚労省通知「第13報」問3